

# 令和5年度生駒市物価高騰対応 重点支援給付金（7万円/1世帯）のご案内

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい  
住民税非課税世帯に対し、**1世帯あたり7万円**を支給します。

## 対象世帯

基準日（令和5年12月1日）に生駒市に居住し、世帯全員の  
令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

- 令和4年度非課税世帯又は家計急変世帯として、前回3万円の給付金を受けられている世帯であっても、令和5年度が課税世帯の場合は、本給付金の対象となりません。
- 世帯の全員が課税されている者から扶養されている場合は対象となりません。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **7万円** ※本給付金は、所得税等の課税及び差し押さえの対象とはなりません。

## 支給対象と申請の有無

前回給付金（3万円）を受けた世帯で**世帯の全ての方が**、令和5年5月2日以降の世帯状況に変化がない場合

支給対象の世帯のうち  
前回給付金(3万円)を受けられていない世帯

世帯状況の変化などにより生駒市から書類が届かない世帯

生駒市から「支給のお知らせ」が届きます。  
（※返送不要）

詳しくは裏面①へ

生駒市から「支給要件確認書」が届きます。  
（※返送必要）

詳しくは裏面②へ

### 申請が必要です

申請期間：令和6年1月15日（月）  
～令和6年4月30日（火）

【申請書配布先】  
生駒市役所 地下1階特設窓口  
生駒市ホームページから

詳しくは裏面③へ



給付手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き



## ① 前回給付金（3万円）を受けた世帯で世帯の全ての方が、令和5年5月2日以降の世帯状況に変化がない場合

- 対象となる世帯には、生駒市から「支給のお知らせ」を送付し、**2月上旬～中旬（予定）に前回給付金の口座に振込み**ます。  
※返送不要

## ② 支給対象の世帯のうち前回給付金（3万円）を受けられていない世帯

- 対象となる世帯には、生駒市から**2月上旬～中旬以降（予定）**に支給要件確認書を送付します。内容を確認の上、返送してください。

## ③ 生駒市から書類が届かない世帯

- 世帯内に転入された方がおられる場合等、生駒市から書類が届かない場合は、**世帯主の申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、市役所地下給付金担当窓口までご提出ください。
- 申請書のダウンロード等は**こちらから**  
- 生駒市の窓口でも申請書を配布しています。

### ※申請に必要なもの（コピーが必要なものは、窓口でコピーすることも可能です。）

1. 令和5年度生駒市物価高騰対応重点支援給付金申請書（請求書）
2. 申請・請求者の本人確認書類の写し（コピー）※下記のいずれか1点が必要です。  
申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）
3. 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）  
通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）
4. 令和5年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』の写し（コピー）（現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる方全員分）

## 給付金に関する

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！ 

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

「令和5年度生駒市物価高騰対応重点支援給付金」

生駒市コールセンター（令和6年4月30日まで）

※対象世帯に該当しているかの確認等は、電話では受け付けておりません。



**0120-150-215**

受付時間 8:30～17:15（土日祝を除く）